

## リニア中央新幹線瀬戸トンネル建設工事事故に伴う岐阜県の対応

### ○事故発生後の経緯

令和 3 年

- 1 0 月 2 7 日 中津川市の瀬戸トンネル建設工事において、肌落ちに伴う死傷事故が発生  
 (同日以降、施工中の他の県内 3 トンネル※でも工事を中断  
 ※日吉トンネル南垣外工区 (瑞浪市)、中央アルプストンネル山口工区 (中津川市)  
 第一中京圏トンネル大森工区 (可児市))
- 1 1 月 2 9 日 リニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会による J R 東海への要望 (トンネル工事事故の徹底的な原因究明と再発防止)
- 1 2 月 2 2 日 J R 東海から県に対し、瀬戸トンネル建設工事事故の検証結果及び再発防止策、県内 3 トンネル工事に係る点検結果及び対応方策についての報告書の提出
- 1 2 月 2 8 日 岐阜県環境影響評価審査会地盤委員会を開催 (1 回目)

令和 4 年

- 1 月 1 3 日 岐阜県環境影響評価審査会地盤委員会を開催 (2 回目)
- 1 月 1 4 日 **岐阜県リニア中央新幹線建設工事安全対策専門家会議を開催 (1 回目)**
- 1 月 2 8 日 岐阜県環境影響評価審査会から県に対し、環境保全措置に対する意見書の提出
- 1 月 3 0 日 **岐阜県リニア中央新幹線建設工事安全対策専門家会議を開催 (2 回目)**
- 2 月 9 日 **岐阜県リニア中央新幹線建設工事安全対策専門家会議から県に対し、安全対策に対する検証結果報告書の提出**
- 2 月 2 5 日 **県から J R 東海に対し、「中央新幹線瀬戸トンネル新設工事事故に関する知事意見書」の提出**
- 4 月 7 日 **J R 東海から県に対し、「中央新幹線瀬戸トンネル新設工事事故に関する知事意見書への回答」の提出**
- 4 月 9 日 **岐阜県リニア中央新幹線建設工事安全対策専門家会議の開催 (3 回目)**
- 4 月 1 1 日 岐阜県環境影響評価審査会地盤委員会の開催 (3 回目)
- 4 月 1 2 日 J R 東海による沿線 7 市町への回答内容の説明完了
- 4 月 1 5 日 **県から J R 東海に対し、回答内容の確認結果を伝達**
- (4 月 2 5 日 J R 東海による地元説明と環境保全計画の県への提出 (県内 3 トンネル)  
 4 月 2 6 日 瀬戸以外の県内 3 トンネルで工事再開)
- 5 月 1 1 日 J R 東海による地元説明と環境保全計画の県への提出 (瀬戸トンネル)
- 5 月 1 3 日 瀬戸トンネルでの工事再開
- 6 月 2 2 日 **J R 東海から県に対し、知事意見書に係る工事の安全対策の実施状況報告 (工事再開 1 ヶ月)**  
**以降、四半期ごとに実施状況報告 (9、12、3、6月)** 別添

知事意見書に係る工事の安全対策の実施状況（令和6年6月）

※JR東海からの報告に基づき県が作成

知事意見		J R東海見解	工事の安全対策の実施状況
(1) 立入禁止範囲 への立ち入り	① 切羽観察・監視に関わる作業主任者や切羽監視責任者の教育・訓練を進めるとともに、極力切羽に近づかない工夫や、やむを得ず近づく際には機械の活用などの対策を検討すること。	県内すべてのトンネル 工事で適切に対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去事例、切羽近傍作業の留意事項をテーマに勉強会を開催</li> <li>中央新幹線安全推進協議会（岐阜県）を開催</li> <li>駒場トンネルにおいて、切羽における退避訓練を実施</li> <li>切羽近傍で作業する際の安全対策を実施していることを確認</li> </ul>
	② 作業主任者と切羽監視責任者との意思疎通を図る取組みや、立入禁止範囲への立ち入り判断基準の明確化を含め、安全な作業手順について明文化し、作業員への周知徹底を行うこと。	県内すべてのトンネル 工事で適切に対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業員同士の意思疎通の重要性等をテーマに安全大会を開催</li> <li>作業手順書周知会（新規工区、既存工区に施工班を追加した場合において実施）の開催対象工区はなし</li> </ul>
(2) 肌落ち防止	① 地山の安定性の判断や切羽観察の結果などを踏まえ、現場状況に応じた支保工を選択できる体制を整備すること。	県内すべてのトンネル 工事で適切に対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工計画どおりの施工の確認のため、掘削1サイクル毎に現地立会又は写真により確認</li> </ul>
	② 施工計画変更が必要になった場合などの判断に、JR東海が積極的に関与し、施工JV、下請け業者との十分な情報共有や協議体制を整備すること。また、必要に応じ専門技術者、第三者会議活用など現場責任者への支援を行う体制を整備すること。	県内すべてのトンネル 工事で適切に対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>元請会社本社等技術部門による現場の支援体制が構築（継続）されていることを確認</li> <li>下請会社の施工確認徹底のためのJR東海と元請会社との打合せの対象工区はなし</li> </ul>
(3) リスク管理	発注者、調査者、設計者、施工者が一体となって、リスク対策を検討する体制を整備し、それぞれの責任の所在について明確にすること。	県内すべてのトンネル 工事で適切に対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工計画の変更（元請会社からJR東海への協議）が必要となる事例なし</li> <li>施工計画どおりの施工の確認のため、掘削1サイクル毎の現地立会又は写真により確認</li> </ul>
(4) その他必要と される対応	本県内の工区における工事の実施にあたり、今後、安全・安心な工事の遂行を阻害する恐れがある事象が発生した場合には、本県に対し、速やかに、報告すること。	県内すべてのトンネル 工事で適切に対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全・安心な工事の遂行を阻害する恐れがある事象なし</li> <li>駒場トンネルにおいて、安全対策に関するチェックリストを作成し、現地にて確認（JR東海の自主的な取組みとして実施）</li> </ul>
徹底事項 (R4/4/15 知事 意見書への回 答の確認結果)	① トンネル工事には、施工段階で得られる最新の情報に基づき臨機応変の判断が求められる。このため、現場の最前線で施工している下請会社からの現場情報を速やかに共有すること。	県内すべてのトンネル 工事で適切に対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>下請けからの現場情報共有について、JR東海から元請会社へ徹底</li> <li>下請けからの現場情報を、必要に応じ元請会社本社等技術部門へ情報共有し、現場の支援体制を構築</li> </ul>
	② トンネル掘削の技術は特殊であることを踏まえて、監督員の技術能力を高めるための教育や能力向上に努めること。	県内すべてのトンネル 工事で適切に対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>監督員の能力向上のため、互いの現場の施工状況や安全管理方法などを共有</li> </ul>